

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 111 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款民生費では、「園児の睡眠中の事故防止対策の備品購入に対する補助について、1 施設が手を挙げたとのことだが、この補助を行う前に購入した施設はあるのか。園児の安全、安心のために独自に備品を購入した施設があるならば、施設の厳しい経営状況や公平性を鑑みると、遑っての支援を市独自に検討すべきと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「この補助が出る前に備品を購入した施設の有無については、把握していない。しかし、現在、保育所等の指導監査を行っており、提案内容についても確認するとともに、各施設が同じ安全基準を示しているかという部分に関しても今後さらに確認していきたい」との答弁がありました。

4 款衛生費では、「西部斎場における今後の維持管理」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112 号 令和 4 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 113 号 令和 4 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険料について、特別徴収保険料徴収見込額見直しにより 2,000 万円減額し、普通徴収保険料徴収見込額見直しにより 1,000 万円増額したとのことだが、その理由は何か」との質疑に対し、当局より、「保険料については、広域連合では国で定めた比率に基づき、全県一律で各市町村に当てはめるため、どうしても当初の賦課額とずれが生じてしまう。そのため、補正で対応することとしているものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 114 号 令和 4 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護予防事業所の増加に伴い、介護度へどのような影響が出ているのか」との質疑に対し、当局より、「介護予防事業の対象者である要支援 1、2 の認定者数は 2 割ほど増加し、利用者数はサービスの種類により倍増しているものもあることは把握している。要介護 1 以上の認定者数にどのような影響が出ているかは、まだ追跡できておらず、要支援者が要支援状態をキープできているのかという部分はこれから分析していかなければならないと考えている。一方で、要介護認定者の増加率は予想を下回っている状況にあり、何らかの良い影響が出ていると考えている」との答弁がありました。

また、「通所型サービスが増加している一方で、重度化対応のデイサービスが減っている状況にあると思うが、市としてどのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「昨年度からサービス提供をやめた事業所もあるが、現在のところ、需要に対して供給が不足しているとは考えていない。しかし、この先の動向は見通せないため、第 9 期介護保険事業計画を策定する中で、居宅支援事業所などへのアンケート調査などを通して、需要と供給のバランスを把握し、計画に反映していきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 115 号 令和 4 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 117 号 令和 4 年度横手市病院事業会計補正予算（第 2 号）については、「市立横手病院の診療科閉診に伴う影響と今後の対応」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 122 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 10 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款民生費では、「あったか灯油助成拡大事業について、助成金額が 8,000 円を超えることになるが、生活保護受給世帯においては助成金が収入認定されるのか」との質疑に対し、当局より、「収入についての申告は必要となるが、収入認定からは除外される」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 111 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 7 款商工費では、「成長産業支援事業に今回 1 億円もの補正予算が提案された。積算に精度が求められている中、当初予算になかったものが、年度半ばを過ぎてから、一般財源でこのように大きな財源を必要とすることに違和感を覚える。企業側の都合もあると思うが、どのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「2 社への支援は、ある程度予測していたが、年度内に執行できない可能性があったため、当初予算には計上せず、このたび支出することが確定してからの補正提案となったものである。ただ、今後も同様の支援をすることがあるため、企業との情報交換を密にして事業計画を適宜確認し、予算計上の仕方についても検討していきたい」との答弁がありました。

8 款土木費では、「街路灯の LED 化の状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 116 号 令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）については、「施設利用者増加の分析」や「賄い材料費等の原価率」、「全国旅行支援の利用状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 118 号 令和 4 年度横手市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「光熱水費が非常に高騰している。水道料金の値上げも含めて、今後の見通しはどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「今後想定を超える値上がりがあれば別だが、本年度は赤字にならずに対応できると見ている。水道料

金の値上げについては、経営戦略の中で令和8年度の料金改定を見込んでいるが、時期や改定率などについては、来年度実施する経営戦略の見直しにおいて、改めて議会とも協議しながら検討していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号 令和4年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号 令和4年度横手市一般会計補正予算（第10号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出6款農林水産業費では、「堆肥・有機肥料へ転換する取り組みとして、堆肥や有機肥料、散布機械等の購入に対する助成となっているが、この先、補助がなくなったとき、元に戻ってしまうのではないかと危惧するところもある。意気込みのある農家は、今が転換点だと気づいて動いている。有機を継続的に使っていけるような体制を構築し、戦略的な予算を打ち出してほしいとも思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「今回の支援は、物価高騰対策の地方創生臨時交付金を活用していることもあり、堆肥散布機械の導入については、農家に取組内容を提出してもらい追跡調査を行うことも要件としている。事業を利用する農家には丁寧に趣旨を説明し、JAと連携して周知を図っていきたい。また、今後の農業施策を構築する上で、農産物の付加価値を高め、ブランド力向上にもつながる有機農業の推進を念頭に置き、事業を検討していきたい」との答弁がありました。

また、「各事業とも、全国的な肥料や光熱費高騰への対応ということで精査した内容だと思うし、異論はない。しかし、今年、横手市は特に稲作が大不作となっており、悲壮感が漂っている。このようなときにこそ、農家が意欲を持って営農継続していけるよう、全体に行き渡る支援を考えられないか」との質疑に対し、当局より、「稲作の状況は確かに厳しいが、市としては、一律に補助金を交付するというよりも、次の厳しい波が来ても耐えられる経営基盤の強化につながる支援が大切だと考えている。また、市でも加入支援を行っている、災害や価格下落など不測の事態に対応した収入保険への加入についても、自衛手段として農家の方々

に検討いただきたい。今後もJA等とも意見交換し、どういう支援が必要かを十分に協議した上で、必要な場合には検討していきたい」との答弁がありました。

このほか、「酪農農家に対する支援」や「農業経営継続事業の対象農家」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 111 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 122 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 10 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款総務費では、「十文字駅の無人化回避とのことだが、市で配置する職員についてはどのような業務を予定しているか」との質疑に対し、当局より、「現在設置されている券売機が撤去されるため、POS 端末により対面で切符販売を行う。そのほか、トイレなどの清掃や冬期間における階段の簡易的な除雪など駅舎の維持管理を想定しているが、ホームの雪下ろしなどはこれまでどおり JR で実施する。詳細については委託を予定しているシルバー人材センターと JR、市の 3 者で詰めていきたい」との答弁がありました。

また、「乗車人数が少なくなったことによる無人化とのことだが、今後、増加した場合はどうなるか」との質疑に対し、当局より、「定期券以外の乗車人数が 1 日 120 人を下回るというのが JR 側の無人化の基準であるが、再び 120 人を超えた場合は JR としての人員配置を考えるという話を伺っている」との答弁がありました。

このほか、「駅の階段利用者の負担」や「駅舎を活用した賑わいの創出」についての質疑がありました。

10 款教育費では、「市内小中学校では新型コロナの検査キットをある程度準備していたと思うが、現在の充足状況はどうか。また、今回の補正予算で追加しようとするものか」との質疑に対し、当局より、「今回の事業は検査キットも対象になっているが、これに限らず各学校長の判断で購入計画を立てて必要な物品を購入しようとするものである。検査キットについては、教育委員会が危機対策課と連携をとり一定数を配布しているが、さらに必要と判断する学校においては今回の補正予算で購入す

る物品の選択肢となり得る」との答弁がありました。

このほか、「学校給食における賄材料費増額分の積算根拠」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。